

アグレ都市デザイン株式会社 定款

平成21年 4 月 1 日	作	成
平成25年 1 月28日	改	正
平成25年 6 月27日	改	正
平成27年 6 月25日	改	正
平成27年12月 1 日	改	正
平成28年10月 1 日	改	正
平成30年 1 月 1 日	改	正
令和 2年 6 月24日	改	正

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、アグレ都市デザイン株式会社と称し、英文では Agratio urban design Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
- (2) 建築一式工事の施工、請負
- (3) 建築の設計、監理
- (4) 損害保険代理業
- (5) 前各号の事業に附帯又は関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を設置するものとする。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告とすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、13,800,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利の制限)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款の定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 3 0 9 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 18 条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 19 条 当会社の取締役は、9 名以内とする。

2 当会社の社外取締役は、1 名以上とする。

(取締役の選任)

第 20 条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(補欠取締役の選任)

第 21 条 当会社は、法令又は本定款に定める取締役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において取締役の補欠者をあらかじめ選任することができる。

2 補欠取締役の選任方法は第 20 条第 2 項及び第 3 項を準用する。

3 補欠取締役の選任に係る決議の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当会社は、取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員の書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会議事録)

第 28 条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

2 前条の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会の運営方法、取締役会が決すべき事項、取締役会において協議すべき事項、取締役会において報告されるべき事項その他必要な事項は、取締役会の決議により定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 32 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 33 条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役の選任)

第 34 条 当社は、法令又は本定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。

- 2 補欠監査役の選任方法は第 33 条第 2 項を準用する。
- 3 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第 35 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 36 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 37 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役規程による。

(報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 40 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 41 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 44 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 45 条 当会社は、株主総会の決議によって毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払うことができる。

(中間配当金)

第 46 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日現在の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払うことができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 47 条 期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2 未払の期末配当金及び中間配当金に対しては利息をつけない。

第 8 章 附 則

(定款に定めのない事項)

第 48 条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

附則

第 1 条 第 3 条の変更は 2020 年 9 月末までに開催される当社取締役会において決定する本店移転日を以て効力が生ずるものとする。なお、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。